

那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について

那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成23年8月11日提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 翁 長 雄 志

(提案理由)

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正及び地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、職員の配偶者の就業等の状況にかかわらず、職員が育児のための早出遅出勤務の請求ができるようにし、及び育児又は介護を行う職員が時間外勤務の制限の請求ができるようにし、並びに本組合職員の給与に関する条例により準用する那覇市職員の給与に関する条例付則第13項及び南風原町職員の給与に関する条例附則第6項に規定する特定職員が介護休暇を取得する場合に減額される勤務1時間あたりの給与額について規定するため、この案を提出する。

平成23年8月11日 原案可決

那覇市・南風原町環境施設組合 議会議長 瀬長 清



那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

那覇市・南風原町環境施設組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第6条 管理者は、次に掲げる職員（<u>職員の配偶者で当該職員の子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。</u>）が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下この条において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2 管理者は、職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により、規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、規則</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)</p> <p>第6条 管理者は、次に掲げる職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務（始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。以下この条において同じ。）をさせるものとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2 管理者は、職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項及び次条において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により、規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、</p>

で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。

3 [略]

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第6条の2 [略]

2 [略]

規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、公務の運営に支障がある場合を除き、規則で定めるところにより、当該職員に当該請求に係る早出遅出勤務をさせるものとする。

3 [略]

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第6条の2 [略]

2 管理者は、3歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第5条の2に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項及び第5項において同じ。）をさせてはならない。

3 管理者は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第5条の2に規定する勤務をさせてはならない。

4 [略]

5 管理者は、要介護者のある職員が、規則で定めるところにより、当該要介護者

を介護するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて、第5条の2に規定する勤務をさせてはならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 組合給与条例第2条第1項の規定に基づき準用する那覇市給与条例付則第13項に規定する特定職員に対する第11条第3項第1号の規定の適用については、同号中「那覇市給与条例第2条」とあるのは、「那覇市給与条例付則第15項」とする。
- 3 組合給与条例第2条第2項の規定に基づき準用する南風原町給与条例附則第6項に規定する特定職員に対する第11条第3項第2号の規定の適用については、同号中「南風原町給与条例第20条」とあるのは、「南風原町給与条例附則第8項」とする。

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を早出遅出勤務(始業及び終業の時刻を、職員が育児又は介護を行うためのものとしてあらかじめ定められた特定の時刻とする勤務時間の割振りによる勤務をいう。)の開始日とするこの条例による改正後の第6条

第1項及び第2項の規定による請求又は施行日以後の日を時間外勤務(この条例による改正後の第5条の2に規定する勤務をいう。)の制限の開始日とするこの条例による改正後の第6条の2第2項、第3項及び第5項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、これらの請求を行うことができる。

平成23年度

一 一般会計補正予算書 (第1号)

那覇市・南風原町環境施設組合

平成 23 年度 那覇市・南風原町環境施設組合一般会計補正予算
(第 1 号)

平成 23 年度 那覇市・南風原町環境施設組合の一般会計補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5, 455 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2, 833, 443 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 23 年 8 月 11 日 提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 翁 長 雄 志

平成 23 年 8 月 11 日 原案可決

那覇市・南風原町環境施設組合
議長 瀬 長 清



第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入) (単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 分担金及び負担金		2,022,117	△5,455	2,016,662
	1. 管理運営負担金	829,147	△5,455	823,692
歳入	合 計	2,838,898	△5,455	2,833,443

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 衛生費		1,637,345	△5,455	1,631,890
	1. 清掃費	1,637,345	△5,455	1,631,890
歳出	合計	2,838,898	△5,455	2,833,443

平成23年度 那覇市・南風原町環境施設組合
一般会計補正予算（第1号）事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	構成比(%)
1. 分担金及び負担金	2,022,117	△5,455	2,016,662	71.2
2. 使用料及び手数料	343,226		343,226	12.1
3. 国庫支出金	6,500		6,500	0.2
4. 財産収入	232,310		232,310	8.2
5. 繰入金	215,800		215,800	7.6
6. 繰越金	18,000		18,000	0.7
7. 諸収入	945		945	0.0
歳入合計	2,838,898	△5,455	2,833,443	100.0

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正予算の財源内訳				構成比 (%)
				特定財源			一般財源	
				国県支出金	地方債	その他		
1. 議会費	3,293		3,293				0.1	
2. 総務費	129,925		129,925				4.6	
3. 衛生費	1,637,345	△5,455	1,631,890			△5,455	57.6	
4. 公債費	1,038,335		1,038,335				36.6	
5. 予備費	30,000		30,000				1.1	
歳出合計	2,838,898	△5,455	2,833,443			△5,455	100.0	

歳入 1款 分担金及び負担金 1 項 管理運営負担金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. ごみ処理施設管理運営負担金	684,760	△5,455	679,305	1. 組合負担金	△5,455	那覇市 (91.72%) 南風原町 (8.28%) △5,003 △452
計	829,147	△5,455	823,692			

一般会計

1. 分担金及び負担金

歳出 3款 衛生費

1 項 清掃費

(単位：千円)

目	補正前額	補正額	計	補正額の財源内訳				節	説明
				補正額の財源					
				特	定	財	源		
国県支出金	地方債	その他	一般財源						
1. 清掃総務費	399,644	△5,455	394,189	0	0	0	△5,455	1. 報酬 1,812 電気主任技術者 1,812	
								2. 給料 △3,833 一般職給料 △3,833	
								3. 職員手当等 △2,383 通勤手当 △78 扶養手当 △312 住居手当 △324 期末・勤勉手当 △1,217 子ども手当 △452	
								4. 共済費 △1,051 職員共済組合負担金 △1,028 職員厚生会負担金 △23	
計	1,637,345	△5,455	1,631,890	0	0	0	△5,455		

一般会計

3. 衛生費

補正予算給与費明細書

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与			合計 (千円)	備考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	費計 (千円)		
補正後	25	102,236	62,946	165,182	201,779	
補正前	26	106,069	65,329	171,398	209,046	
比較	△ 1	△ 3,833	△ 2,383	△ 6,216	△ 7,267	

(単位：千円)

職員手当 の内訳	区分	通勤手当	扶養手当	住居手当	管理職手当	時間外勤務手当	特殊勤務手当	子ども手当	期末・勤勉手当	合計
補正前	1,084	4,728	4,278	2,094	9,262	101	5,408	38,374	65,329	
比較	△ 78	△ 312	△ 324	0	0	0	△ 452	△ 1,217	△ 2,383	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

(単位：千円)

区分	増減額	増減事由別内訳	説明	備考
給料	△ 3,833	給与改定に伴う増減分	0	
		普通昇給に伴う増減分	0	
		昇給期間短縮に伴う増加	0	
		その他の増減分	△ 3,833	職員数の減等による減分
職員手当	△ 2,383	制度改正に伴う増減分	0	
		その他の増減分	△ 2,383	職員数の減等による減分

工事請負契約について（定期点検補修工事）

次のとおり工事請負契約を締結する。

平成23年8月11日提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 翁長雄志

1. 契約の目的 定期点検補修工事
2. 契約の方法 随意契約
3. 契約金額 359,940,000円
4. 契約の相手方

請負者 住所 福岡市博多区千代1丁目17番1号
商号 JFEエンジニアリング株式会社 九州支店
氏名 支店長 霜知宏

（提案理由）

那覇・南風原クリーンセンターの「定期点検補修工事」を施工するため、この案を提出する。

平成23年8月11日

同意

那覇市・南風原町環境施設組合議会

議長 瀬長清



那覇市



修繕工事請負仮契約書



- 1 工事名称 定期点検補修工事
- 2 工事場所 那覇・南風原クリーンセンター
- 3 工事期間 自平成23年 月 日(議決日)
至平成24年 3月16日



- 4 請負代金額 ¥359,940,000-
うち消費税及び地方消費税の額 ¥17,140,000-
(注)消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに
地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出。

- 5 契約保証金 那覇市・南風原町環境施設組合契約規則第4条第1項第3号の規定に基づき
免除する。
- 6 前金払い 適用なし。
- 7 部分払い 適用なし。

上記工事について、発注者那覇市・南風原町環境施設組合と請負者JFEエンジニアリング株式会社九州支店とは、那覇市・南風原町環境施設組合工事請負契約約款に基づき、各々対等の立場における合意により、工事請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この仮契約書は、当該契約について那覇市・南風原町環境施設組合議会の同意議決を得たときに、その議決の日をもって本契約に切り替わるものとする。この場合管理者は、議決のあった旨を遅滞なく請負者に通知するものとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、双方押印の上、各自がその1通を所持する。

平成23年 7月22日

発注者 沖縄県島尻郡南風原町字新川650番地

那覇市・南風原町環境施設組合

管理者 翁長 雄志



請負者 福岡市博多区千代1丁目17番1号

JFEエンジニアリング株式会社九州支店

支店長 霜 知宏



平成 22 年度那覇市・南風原町環境施設組合
一般会計繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき、別紙のとおり平成 22 年度
那覇市・南風原町環境施設組合繰越明許費繰越計算書を調製したので報告する。

平成 23 年 8 月 11 日提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 翁 長 雄 志

平成22年度 那覇市・南風原町環境施設組合一般会計繰越明許費繰越計算書

単位：円

款	項	事業名	金額	翌年繰越額	左の財源内訳			
					既収入特定財源	未収入特定財源		
					国支出金	地方債	その他	
3	衛生費		295,995,000	295,995,000	0	0	0	295,995,000
	1	清掃費						
		定期点検補修工事	295,995,000	295,995,000	0	0	0	295,995,000
		合計	295,995,000	295,995,000	0	0	0	295,995,000

平成23年8月11日 提出

那覇市・南風原町環境施設組合
管理者 翁 長 雄 志

